

「電車と青春 21 文字プロジェクト公式フォトコンテスト 2020」実施要領

令和 2 年 6 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、「電車と青春 21 文字プロジェクト」(以下、同プロジェクト)の魅力を広く画像で発信し、作品集「第 14 回青春 21 文字のメッセージ」(以下、作品集)に使用する画像を選出するために「電車と青春 21 文字公式フォトコンテスト 2020」(以下、フォトコンテスト)の実施に関し、必要事項を定めるものとする。

(実施手法)

第 2 条 フォトコンテストは、電子メールとスマートフォン向け写真共有アプリケーションの Instagram を用いて実施するものとする。

(テーマ)

第 3 条 フォトコンテストのテーマは「電車と青春」

(実施期間)

第 4 条 フォトコンテストの実施期間は、令和 2 年 10 月 31 日(土)までとする。

(応募者)

第 5 条 フォトコンテストの応募者は、第 1 条の趣旨に賛同する個人とする。未成年者は、保護者の同意を得た上で応募する。未成年者が応募した場合は、保護者の同意を得た上で応募したものとみなす。

(応募方法)

第 6 条 フォトコンテストの応募者は、別途定める同プロジェクト運用方針に同意したうえで次にあげる要件を遵守し、第 3 条のテーマに沿った画像をメール添付、または Instagram に投稿するものとする。

① Instagram に投稿の場合は、応募者が取得した Instagram のアカウントを公開していること

② Instagram に投稿の場合は、Instagram 電車と青春 21 文字プロジェクト公式アカウントをフォローしていること

③ メール、Instagram いずれも、投稿する画像が Instagram 電車と青春 21 文字プロジェクト公式アカウント運用方針の注意事項の内容に該当しないこと

④ 画像をメール添付する際、件名に「電車と青春 21 文字 2020」を入力し、写真タイトルと撮影場所を記入すること。Instagram で画像の投稿をする際には、キャプションに撮影場所とハッシュタグ「#電車と青春 21 文字 2020」を入力すること。なお、同ハッシュタグの他にその他複数のハッシュタグを入力してもよい

(投稿の制限等)

第 7 条 応募者の投稿回数に制限は設けない。ただし、1 回の投稿につき画像の添付は 1 点までとする。

・投稿する画像は、応募者が撮影した未発表のものに限る

・投稿する画像は、令和 2 年以前に撮影したものも投稿することができる

・人物を撮影した画像は、被写体となった者の了解を得たもののみ投稿することができる

・画像は、解像度変更、ホワイトバランスの補正、トリミングの補正、色調補正を施して投稿することができるが、合成加工や組写真は投稿することができない

(費用負担)

第 8 条 画像の投稿する際に必要なインターネットの通信料については、応募者が負担するものとする。

(選定及び報償等)

第9条 第6条及び第7条の要件を満たす投稿のうち、同プロジェクトが作品集使用にふさわしいと認められる画像を選定し、当該画像を入賞作品とする。また、元画像の解像度が 350dpi 以上のもののみ作品集に使用するものとする。

- ・前項の選定に関し、応募者は一切の意義を申し立てることはできない
- ・該当画像を投稿した者(以下「受賞者」)には、報償を提供する。ただし、同じ応募者に複数の作品が入賞作品として選定された場合は、重複して提供せず、上位の 1 作品にのみ提供するものとする。
- ・報償の発送は、日本国内に限る
- ・第 6 条及び第 7 条を満たしていない投稿は、選定の対象外とする

第 10 条 同プロジェクトは、メールまたは Instagram のメッセージ機能を利用して、受賞者にその旨を連絡するものとする。

・受賞者は、次にあげる事項を同プロジェクトが指定する期日までに、同プロジェクトに電子メールで連絡するものとする

①受賞者の住所

②報償品の発送先

③氏名

④年齢

⑤電話番号

⑥元画像(350dpi 以上)の添付

※元画像のサイズが 2M 以上ないものは、作品集には使用できない

・同プロジェクトが指定した期日までに連絡がない場合は、受賞の権利が失効し、この場合は第 9 条の選定において次点の画像を投稿した者を新たな受賞者とする。

(受賞者の公表)

第 11 条 同プロジェクトは、受賞者が決定した後、投稿された画像及び受賞者の名前、またはアカウント名を同プロジェクトのホームページで公表するものとする。

(個人情報の保護)

第 12 条 同プロジェクトは、応募者の個人情報を厳重に管理し、報償の郵送等、フォトコンテストの運営に必要な範囲内でのみ利用するものとする。

(著作権等)

第 13 条 投稿された画像の著作権は応募者に帰属するが、同プロジェクトは、必要に応じて投稿された画像を応募者の許諾なくトリミング等の加工をすることができるものとし、同プロジェクトが発行する作品集やホームページに利用することができるものとし、応募者はその旨を同意したものとみなす。

・投稿された画像において、肖像権や著作権投稿された画像において、肖像権や著作権等について、第三者との間に紛争等が生じた場合は、応募者の責任及び負担において、その一切を解決するものとし、同プロジェクトは何らの責任も負わないものとする。

(損害に対する責任)

第 14 条 同プロジェクトは、フォトコンテストが第 1 条の趣旨のもとに行われることに鑑み、応募者の投稿により生じた損害等に対する責任は、その原因のいかんを問わずこれを負わない。

(庶務)

第 15 条 フォトコンテストの実施にかかる事務は、同プロジェクトにおいて行う